

令和4年度第3回函館方面木古内警察署協議会議事概要

函館方面木古内警察署

1 開催日時

令和5年3月8日(水) 午前11時00分から午前12時00分までの間

2 開催場所

函館方面木古内警察署 会議室

3 出席者

- (1) 協議会委員 3人(定員4人)
会 長 小 向 美 千 代
副 会 長 工 藤 寛 文
委 員 工 藤 美 知 子
- (2) 警察署員 8人
署 長 柏 尾 源
副 署 長 安 藤 功 (庶務担当)
刑 生 課 長
警 務 係 長
会 計 係 長
地 域 係 長
交 通 係 長
警 備 係 長

4 運転者疑似体験型集合教育装置を使用した運転体験

当署交通係が運転者疑似体験型集合教育装置を使用し、会長をはじめ3人の協議会委員に対して、車両の運転に伴う危険予測を体験してもらい、交通安全に関する啓発活動の紹介を行いました。

5 会長挨拶

お集まりの委員の皆様、そして柏尾署長以下警察署の皆様におかれましては、木古内・知内両町の安全・安心のために日夜奮闘されておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

さて、早いもので警察署協議会も3回目となり、本年度は最後の開催となります。

3月に入ったとはいうものの、まだまだ急な天候の悪化による吹雪や、路面凍結など、交通事故の発生リスクが高い日は当然続くと思われれます。

更に、この数年私どもを苦しめている新型コロナウイルス感染症の脅威も無くなったとは言えない状況であり、今しばらく油断のならない日々が続くのかなと思っております。

厳しい状況の中ではありますが、木古内警察署の皆様におかれましては、様々な対策を行いながら日夜業務を進めておられると思います。

改めて感謝を申し上げますとともに、本日の警察署協議会が、私たちの住む町をより安全で安心して暮らせる町になりますよう、委員の皆様方には、木古内警察署の運営に関するご意見やご要望を積極的にお話いただきたいと思っております。

結びに、本日の協議会が有意義なものになりますよう、皆様にお願ひ致しまして、

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

6 署長、副署長及び参加署員挨拶

署長が、会長をはじめ3人の協議会委員に対し、警察行政に対する日頃からの協力への感謝などについて挨拶を行いました。

7 業務概況説明

当署長及び警察署の出席者から、管内の治安情勢と担当部門の業務概況について説明を行いました。

8 委員からの質問・意見・要望等及び警察署の説明

(1) WBC観戦チケットの転売行為について

委員 最近のニュースではWBCが話題となっておりますが、その観戦チケットが1枚60万円で転売されているというニュースも見ました。

私は古物に関する法律において、チケットの転売行為は禁止されていると認識しているのですが、このような行為は許されるのでしょうか。

警察署 この案件については、警察でも認知しており、禁止される行為については看過することなく対応していくところではあります。

しかしながら、以前は球場の周りで直取引されるようなアナログなもので個人の特定も容易であったものの、現在はデジタル社会といわれるようにインターネットでの転売等が主となっております、捜査に時間を要するのが正直なところであります。

その中で、サイトの運営会社等への協力を求めつつ、警察組織として対応し、違法行為に関しては厳格に取り締まっていく所存でありますので、さらなる情報等があれば、通報等をしていただき、今後とも、委員の皆様方におかれましても変わらぬ御協力をお願い致します。

委員 わかりました。ありがとうございます。

(2) #9110の広報活動について

委員 先日、知人のご高齢の方のお宅を訪ねた際に、警察相談ダイヤルの#9110についての説明をさせていただいたのですが、相手の方が“#”について馴染みがなく、「“#”はどのボタンなの？」という質問を受けました。

ご高齢の方には“#”というのは分かりづらいようなのですが、どのように説明すれば理解してもらいやすいのか、警察の方で工夫されている広報要領等があれば教えて下さい。

警察署 ご承知のとおり、北海道警察においても道民の皆様方に対して、警察相談ダイヤル#9110に関する広報活動を日夜実施しているところではあります。おっしゃるとおり、“#”というのは馴染みが少ない方が多いのが現状で、当署でもいろいろ工夫して広報活動を行っているところです。

当署では、“#”を強調したポスターを作成して、管内に掲示したり、講話等においては「“#”は漢字の井戸の井に似ているマークですよ。」と“#”が分からない方に対して理解を持ってもらえるような工夫をしておりますので、今後も普及に向けた活動を進めていきたいと思っております。

委員 分かりました。よろしく申し上げます。

(3) 留守番電話機能付き機器や迷惑電話防止機器について

委員 今、特殊詐欺被害防止等の観点から留守番電話設定や迷惑電話防止機器等を推奨されておりますが、このような機器については、自治体や警察の方で貸出し等を行っていないのでしょうか。

警察署 現在のところ、警察でも自治体でも機器の貸し出し等を行っていないのが現状となります。

しかしながら、特殊詐欺に関する電話やアポ電と言われる電話においても、犯人は言葉巧みに住民の皆様を騙してくるため、まずは直接話をしないことが重要であり、そのためには留守番電話設定や迷惑電話防止機器を活用していただくことが有効となります。

そこで当署においても、現在、自治体において、設置に係る費用の一部を助成してもらえよう木古内町、知内町の両町と協議を進めているところではあります。

委員 スマートフォンにも登録されていない電話番号から連絡が来ることがありますが、それらも対応しない方がよろしいのでしょうか。

警察署 スマートフォンや携帯電話機においても不審電話の相談等が多数寄せられておりますので、自分の認知していない電話番号からの架電は、犯罪に関する電話の可能性も十分にあります。

ですので、ご友人やご家族の電話番号については既にご登録されていることとは思いますが、基本的にはご登録された方からの架電にしか応答しないことも犯罪被害の防止対策となります。

委員 分かりました。気を付けます。

(4) 高齢者を対象とした自動車運転講習等について

委員 現在の自身の運転技術や判断能力を認識するため、高齢者を対象とした自動車運転講習等を警察の方で実施することはありますか。

警察署 当署においては、様々なイベントを通じて警察の所有する機器等を使用した交通安全体験等を実施しているところであります。

来年度におきましても、各種イベントを通じて実施していくところではありますが、より一層、高齢者に対する交通安全啓発活動について推進させていただきたいと思っております。

委員 是非、よろしく申し上げます。